

平成23年(ヒ)第[REDACTED]号 清算人選任申立事件

決 定

京都市 [REDACTED]

申 立 人 [REDACTED]

京都市 [REDACTED]

被 申 立 人 [REDACTED]株式会社

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

当裁判所は、本年7月8日に申立人に対し金100万円の予納を命じたが、相当期間が経過するも申立人は予納しない。

よって、民事訴訟費用等に関する法律20条、11条、12条を適用し、本件清算人選任の申立てを却下することとする。

平成23年11月9日

京都地方裁判所第5民事部

裁 判 官 [REDACTED]

これは謄本である。

同日同庁 裁判所書記官 [REDACTED]

